

富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画(素案) の概要

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

困難女性支援法や基本方針の内容、県内女性をめぐる現状を踏まえ、すべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らし、ウェルビーイングの向上が図られるよう取組みを進めるもの

2 計画の位置づけ

困難女性支援法第8条第1項の規定に基づく県基本計画

3 計画期間

令和6年度～令和10年度までの5年間

第2章 富山県における困難女性をめぐる現状と課題

現状

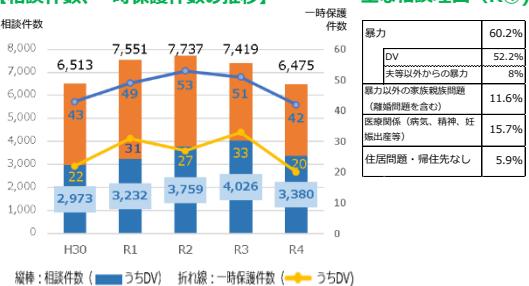
(1) 県内の女性をめぐる現状

- 親や子、経済面、仕事面では半数以上が不安
- 不安について、相談したいができない（2割）
- 相談できない理由は、周囲に相談できる人がいない（6割）、相談先がわからない（5割）から
- 相談窓口（16機関）のすべてについて相談受付内容を知らない（25%）
- 相談体制の充実・強化、居場所等を望む声が多い

(2) 県女性相談センターの状況

- 県内に1か所設置、女性相談員は4名配置
- 40歳代の相談が最も多く、30～50歳代で全体の約7割
- 主訴別では、DVが最も多い、夫等以外からの暴力も併せて暴力の相談件数（R4）は、全体の約6割
- 一時保護所（場所秘匿）は、安全面の配慮から外部からの連絡や外出に制限あり

【相談件数、一時保護件数の推移】



課題

困難な問題を抱える女性の早期発見

- ・多様な相談窓口や支援制度をわかりやすく周知することが必要
- ・個々の状況に応じた相談窓口の整備が必要
- ・早期に相談につながる体制づくりが必要
- ・相談しやすい環境づくりが必要

女性の意思に寄り添った相談、切れ目ない支援の実施

- ・相談内容の複雑化・多様化・複合化
- ・地域での生活再建や自立支援には市町村の主体的な取り組みが不可欠
- ・一時保護所は、安全面への配慮から全入所者に対して、外部との連絡や外出などの制限が必要
- ・個々の状況に応じた支援や中長期の支援が必要

民間団体との連携・協働

- ・専門的な知見、柔軟な対応など行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行う民間団体との連携・協働が必要
- ・支援団体の発掘・育成、活動継続のための支援が必要
- ・行政と民間で必要な情報を共有できる体制整備が必要
- ・民間団体の行う、困難な問題を抱える女性への支援についての周知協力

相談、支援体制の強化

- ・相談内容の複雑化・多様化・複合化により多くの機関との調整が必要
- ・居住市町村間で相談・支援体制の格差がないようにすることが必要
- ・困難な問題を抱える女性の相談窓口が必要
- ・相談員や相談窓口対応職員の資質向上

第3章 計画の目標等

目標(目指す方向) 富山県内のすべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる社会づくり

基本目標1	困難な問題を抱える女性の意思に寄り添った早期からの切れ目ない包括的な支援の提供	基本目標2	関係機関等の連携・協働による支援体制の充実・強化
-------	---	-------	--------------------------

推進指標

指標	R⑤	R⑩	指標	R⑤	R⑩
基本計画策定市町村数	—	全(15)市町村	相談したかったけどできなかった人の割合	2割	引き下げる
県における支援調整会議の設置	—	R⑥に設置	女性相談支援員及び窓口担当者に対する資質向上研修の実施	年2回	年3回以上
女性総合相談窓口設置市町村数	—	全(15)市町村	協働する民間団体数	—	—
女性相談支援センターがどんな相談を受け付けているかを知らない割合	6割	引き下げる	—	—	—

第4章 施策の内容

基本目標

施策の方向性

推進項目

現状と課題へ
の対応

1 早定期難かならぬ問題の題切れ抱き見えない女性包性括の的意な支援に寄りのり提添供つた	<ul style="list-style-type: none"> (1) 未然防止と早期に相談につながるための環境づくり (2) 行政と関わりが持つづらい女性への居場所の提供 (3) 女性の意思を尊重した相談や一時保護等支援の実施 (4) 心身の回復や日常生活の回復に向けた支援 (5) 同伴児童への支援 (6) 女性の希望や意思に応じた自立支援 (7) 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口、支援内容の周知強化 ●民間団体等と連携した早期発見 ●SNS等を活用した多様な相談支援 ●人権教育、DV予防教育や意識啓発 ●ワークショップ等相談のきっかけづくり、つながりの場の提供 ●民間団体と連携した気軽に立ち寄られる場、交流の場の提供 ●県女性相談センターにおける女性の意思に寄り添った支援 ●個々の状況に応じた一時保護委託先の確保 ●医学的、心理学的な援助の実施 ●精神面の中長期的ケアの実施 ●民間団体等の連携も含めた中長期支援の体制整備 ●市町村や関係機関と連携した同伴児童への支援 ●児童相談所との連携 ●女性の希望に沿った自立支援方針の検討、自立支援計画の策定 ●市町村、関係機関等と連携した住まい、就業、生活支援 ●居住市町村、民間団体等と連携した退所後の支援 ●希望に応じての定期的な電話連絡や情報提供
--	--	--

現状と課題へ
の対応

2 よる関係機関等の連携実・協強働化に	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支援機関の機能強化 (2) 支援の中核機関の連携体制強化 (3) 民間団体との連携・協働の充実 (4) 関係機関の連携協力体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●県女性相談センターの機能強化や充実 ●女性相談支援員、窓口対応職員の資質向上 ●女性相談支援員の連携強化 ●女性総合相談窓口設置の促進 ●民間団体との連携・協働の推進 ●支援調整会議等を活用した情報共有体制の整備 ●支援調整会議を通じた連携体制の構築 ●研修機会の提供 ●市町村の基本計画策定に必要な情報提供や助言
----------------------------	---	--